

実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	高砂	H25.3 (実質化R元.9)	R5.11（13回目）

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	526.5ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	352.1ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	38.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.9ha
④ 地区内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	109.1ha
備考（アンケート等で把握した地区の現状）	
・ 中間管理機構の活用意向（担い手）：約7割	
・ 中間管理機構の活用意向（出し手）：約3割	
・ 基盤整備の実施意向：なし	
・ 地域の特産としたい作物：ねぎ、枝豆	
・ 有害鳥獣防止対策：なし	

2. 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を上回っているが、一部の条件の悪い農地の引き受け手が必要。
①ほ場整備済地域内の組田で地権者が複数いる場合、地権者ごとに賃貸借契約の種類が異なっていることが多く、地権者との契約者と耕作者が違う場合もあり、賃借料の支払いが煩雑となっている。
②中間管理事業では、未相続の場合契約手続きに時間を要することや、手数料もかかるため、中間管理事業での契約を希望しない地権者がいる。
③集団転作に協力しない人が出ており、農薬や除草剤の使用に支障が出るだけでなく、染み出る水で生育不良になってしまう。
④野菜の担い手が高齢化している。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・複数戸の農家が構成員となっている法人や組織に集積する他、認定農業者等中心経営体に集積する。
- ・畑については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田74筆 13.1ha、畑49筆1.8haとなっている。

中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

5. 地域課題に対する対応方針

①地権者ごとに賃貸借契約の種類が異なっていたり、地権者との契約者と耕作者が違う場合がある。

中間管理事業等の事業説明をしっかりと行い、地域の農地のあり方について理解を求める。農地の出し手はできるだけ中間管理事業を利用し、担い手は実状にあった契約の推進を図る。

②中間管理事業での契約を希望しない地権者がいる。

中間管理事業等の事業説明をしっかりと行い、地域の農地のあり方について理解を求める。農地の出し手はできるだけ中間管理事業を利用するように促す。

③集団転作に協力しない人がいる。

集団転作への理解を求めるとともに、代替地等の検討を行う。

④野菜の担い手が高齢化している。

近い将来出し手筆となる畑を明確にし、新規就農者を受け入れ、野菜の担い手の継承を図る。